

会社員ら勤め人の老後の生活を支える厚生年金に、推計約200万人が未加入とみられる。この厚生年金の未加入問題に対し、厚生労働省と日本年金機構は、対策を一層強化する構えだ。その背景を探った。

(石原毅人)

### ■事業主の都合

東京・銀座にある飲食店を経営する会社。厚生年金の加入義務がある法人で、2010年末に設立されたが、加入届を提出したのは今年2月。日本年金機構から昨年夏、会社の稼働状況などを問い合わせる文書が届いたことがきっかけだった。

「入らないといけない」とことは分かっていたが、保険料負担が経営に与える影響を考えると……」。未加入だった理由について、社長(39)はこう口づめる。

この会社では、社長と従業員2人が、厚生年金と、原則同時に加入の健康保険に入った。保険料はともに労使折半だが、会社側の負担は月約20万円に上る。

「義務とは言え、従業員をもう一人雇えるほどの出費は、正直、痛い」と、社長は帳簿に目を落とした。

### ■制度への誤解

社会保険労務士の旭邦篤

さんは、「働く側も、目の前の給与の多さを重視するあまり、『厚生年金に未加入で構わない』と思っているケースがある」と指摘する。

例えば、男性サラリーマンの平均的な賃金(年収514万円)の場合、本人が負担する保険料は、厚生年金で月約3万9200円だが、未加

# 推計200万人 老後への不安

入ならこの分は給与から天引きされない。一方、厚生年金の代わりに、自営業者らのための国民年金に自分で加入し

た場合は、月1万5590円(15年度)だ。

こうした保険料の差を従業員に示し、厚生年金に入らな

いことを正当化する事業主がいる。また、おおむね週30時間以上働いていれば加入対象なのに、「パートだから入

れには不十分だ。

厚生年金の場合は、厚労省が試算するモデルケースで月約15万6000円になるが、国民年金では保険料を40年間全て納めた場合でも月約6万5000円。国民年金では、定年後に収入が細くなる勤め人の老後には不十分だ。

### ■マイナンバー活用

日本年金機構は14年度から、従業員に給与を支払い、所得税を源泉徴収している企業の情報を国税庁から入手、厚生年金未加入が疑われる事業所の洗い出しに利用している。16年度からは、マイナンバー制度で企業に割り振られた13ケタの法人番号も活用する。

機構は、未加入と特定した

事業所には、電話や文書、職員による訪問などで加入を促している。14年度は延べ約42万回の加入指導が行われ、約4万の事業所が加入了。職権による強制加入も3事業所あった。今後は、悪質な加入逃れに対しては、刑事告発も辞さない考えだ。

中小・零細企業の経営相談に乗る東京都内の税理士、笛川朝子さんは、「マイナンバーの導入で『もう逃れられない』と加入を決断した企業がある」と話し、「保険料負担の重さで存続が危ぶまれる会社も出るだろう」とみる。しかし、未加入を放置すれば、加入企業との公平感を欠くばかりか、働く人の老後の安心もおぼつかない。

### ■もらえる年金額のイメージ



2015年度に65歳で年金を受け取り始める場合。月額

<b>厚生年金</b> 男性の平均的な 賃金(年収514万 円)で40年間働 いたと想定	15.6万円
<b>国民年金</b> 保険料を40年間 全て納めた場合	6.5万円

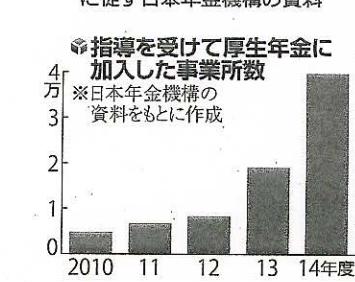
※厚生労働省の試算をもとに作成

**■厚生年金の未加入問題** 厚生年金は原則として、すべての法人事業所と、常時5人以上の従業員がいる個人事業所に加入義務があり、こうした事業所でおおむね週30時間以上働く人は、雇用形態などを問わず、加入対象となる。事業主が加入手続きをし、労使折半の保険料をまとめて納める。

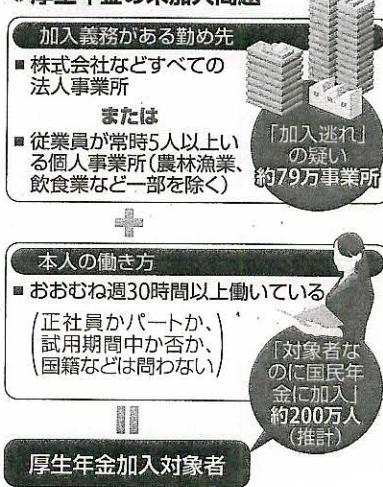
厚生年金の加入を逃れている事業所が多いことは長年、問題視されてきた。厚生労働省は昨年12月、厚生年金の加入対象とみられるのに国民年金に加入している人が、約200万人いると推計を公表。塩崎厚労相は今年1月、加入逃れの疑いのある全国約79万事業所を調査し、加入指導を重点的に行うことを表明した。

### ■厚生年金と国民年金の主な違い

	厚生年金	国民年金 (第1号被保険者)
毎月の保険料	給与の17.828%	1万5590円(定額)
男性で平均的な 賃金(※)の場合	約7万8400円	1万5590円
事業主負担	約3万9200円(半額)	なし
本人負担	約3万9200円(半額)	1万5590円(全額)
加入手続き・ 保険料納付	事業主	本人



### ■厚生年金の未加入問題



### ■厚生年金加入対象者

### ■おおむね週30時間以上働いている

### ■正社員かパートか、試用期間中か否か、国籍などは問わない

### ■加入義務がある勤め先

### ■株式会社などすべての法人事業所

### または

### ■従業員が常時5人以上いる個人事業所(農林漁業、飲食業など一部を除く)

### ■加入義務がある勤め先

### ■株式会社などすべての法人事業所

### または

### ■従業員が常時5人以上いる個人事業所(農林漁業、飲